

地域共生社会がめざす社会像

— ケアリングコミュニティについて —

地域共生社会。読者の皆さんにとって聞き慣れたこの言葉。一体どのような背景から来たのか、何を指すのか、どう関わっていけばよいのか、もう一度、基本をおさらいしてみませんか。地域福祉を研究テーマにし、国の地域共生社会推進の検討会にも参画している原田正樹さんに詳説していただきます。

社会保障・社会福祉改革としての地域共生社会

これから日本社会は人口減少が進行し単身世帯が増大していきます。また福祉ニーズも複合的な課題を有するケースやサービスを当てはめるだけでは解決しないようなケースが増えています。セルフネグレクトといわれる支援拒否（本人に自覚がなかったり、サービス利用に同意しないなど）も、増加するでしょう。

こうした社会構造や福祉ニーズの変化を踏まえて、国では2040年にむけて新しいセーフティネットを構築していくために、全世代型社会保障の構築をすすめ、自治体ごとに包括的支援体制や重層的支援体制整備事業を推進しようとしています。これまで積み上げてきた高齢者をみんなで支えようという地域包括ケアシステムを「普遍化」して、0歳からすべての人たちを対象に、みんなでみんなを支え合うというのが包括的支援体制です（図1）。

こうした新しい施策を包含して、地域共生社会政策といえます。社会福祉分野の基盤となる社会福祉法が2017年、2020年と矢継ぎ早に改正されています。さらに次の法改正にむけて6月から厚労省による新たな検討会（地域共生社会の在り方検討会）での検討が始まりました。本稿では、地域共生社会の理念（めざす社会像）について検討してみたいと思います。

地域共生社会の理念

「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年）の中で、地域共



執筆 ▶

原田正樹

日本福祉大学 学長
日本学術会議連携会員

生社会の考え方が示されました。「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」とされています。とくに強調されているのは、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ」をつくるということです。これをケアリングコミュニティといいます。

「支え手側と受け手側に分かれるのではなく」という視点は、社会福祉関係者が一度立ち止まって考えなければいけない本質的なテーマです。2000年に社会福祉基礎構造改革によって従来の社会福祉の枠組みを措置制度から契約と市場化という構造に大きく変えました。そのときに介護保険制度も導入されましたが、それから24年経った今、福祉の現場はサービスの提供者側と利用者という二者関係の構図になっています。当時、関係者は「利用者」という言葉を盛んに用いるようになりました。そこにはサービスの契約主体として積極的な意味がありました。措置制度からの大きな変化です。

しかし現在では「利用者」しか対象にしないという傾向が強くなっています。サービス至上主義の結果です。サービス自体はもっと厚く、よりよくしていかなければなりません。事業者は契約に基づく利用者、つまり顧客だけを対象にしてしまっている現状があります。制度のはざまの問題は、縦割りの制度にも大きな問題がありますが、契約に至った利用者しか相手にしないことによって、たらい回しや見て見ぬふりをする状況が生まれています。社会福祉法第106条の2では、事業者の責務として地域生活課題を把握してときに、包括的支援体制に「つなぐ」ことを求めています。